

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合会計年度任用職員の給与及び
費用弁償に関する条例

令和元年10月31日
組合条例第 104号

改正 令和6年3月26日組合条例第113号 令和7年2月26日組合条例第115号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) 短時間勤務会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 第1条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、短時間勤務会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（昭和55年組合条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条の規定を準用する。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困

難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、規則で定める。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、規則で定める基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。
（号給）

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

（給料の支給）

第7条 給与条例第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（通勤手当）

第8条 給与条例第12条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（時間外勤務手当）

第9条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（休日勤務手当）

第10条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

（夜間勤務手当）

第11条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第12条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

- 2 前項の規定により準用する給与条例第18条の勤務は、第9条の規定により準用する給与条例第14条、第10条の規定により準用する給与条例第15条及

び前条の規定により準用する給与条例第 16 条の勤務には含まれないものとする。

(端数処理)

第 13 条 第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条の規定により準用する給与条例第 14 条、第 10 条の規定により準用する給与条例第 15 条及び第 11 条の規定により準用する給与条例第 16 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第 14 条 給与条例第 20 条から第 20 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったとき（任命権者（法第 6 条第 1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第 23 条第 2 項及び第 3 項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第 14 条の 2 給与条例第 21 条の規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 105」とあるのは「100 分の 50」と読み替えるものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(特殊勤務手当)

第 15 条 給与条例第 12 条の 4 の規定は、フルタイム会計年度任用職員及び短時間勤務会計年度任用職員について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第9条の規定により準用する給与条例第14条、第10条の規定により準用する給与条例第15条及び第11条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1年間における1ヶ月平均所定労働時間で除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を1年間における1ヶ月平均所定労働時間で除して得た額とする。

(給与の減額)

第17条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬)

第18条 月額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を、常勤職員の1週間の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に4を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 宿直員の日額は、岡山県最低賃金が改定された都度、当該最低賃金額発効日から、「最低賃金改定後の支払うべき賃金額」により計算した額とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、短時間勤務会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間と

その勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、短時間勤務会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた短時間勤務会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50（休日勤務に係る報酬）

第20条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた短時間勤務会計年度任

用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた短時間勤務会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第22条 第18条第3項の規定により時間額で報酬を支給する場合において、1か月の報酬額(第26条において準用する給与条例第13条の規定により給与の一部を控除して支給する場合には控除した残額)に100円未満の端数を生じたときは、50円未満の端数を切り捨て、50円以上の端数を100円に切り上げるものとする。

2 第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第19条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第23条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たない短時間勤務会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

(勤勉手当)

第23条の2 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上の短時間勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の50」とし、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日）以前6箇月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(報酬の支給)

第24条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた短時間勤務会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた短時間勤務会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に1年間における1ヶ月平均所定労働時間で除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該短時間勤務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区

分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第26条 月額により報酬を定められている短時間勤務会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められている短時間勤務会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第27条 短時間勤務会計年度任用職員が給与条例第12条の3に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者について、勤務日数に基づき通勤に係る費用弁償を支給する。

3 前項に規定する額は、給与条例第12条の3に定める額を基準に別に定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第28条 短時間勤務会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、美咲町職員の旅費に関する条例(平成17年美咲町条例第56号)の規定を準用する。

(給与からの控除)

第29条 給与条例第26条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第30条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和元年10月31日組合条例第104号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 26 日組合条例第 113 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 26 日組合条例第 115 号)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(規則への委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。